

# 令和6年能登半島地震により被災した保育施設の保育継続および避難所運営に関する課題

西村実穂<sup>1</sup>・中野晋<sup>2</sup>

## Issues Related to the Continuation of Childcare and the Operation of Evacuation Shelters Affected by the Noto Peninsula Earthquake of 2024

Miho NISHIMURA<sup>1</sup> and Susumu NAKANO<sup>2</sup>

### Abstract

This report describes the results of a survey conducted on the damage to day-care facilities caused by the 2024 Noto Peninsula earthquake and the status of continuation of day-care services. Interviews were conducted with nursery schools, kindergartens, and certified childcare centers that were affected by the disaster, as well as with the local government divisions in charge of childcare. After the disaster, childcare facilities were required to resume and continue childcare, provide psychological care for children and their parents, and prepare for full-scale restoration. As for the method of resumption of childcare centers, many childcare facilities resumed childcare services in stages with shortened hours due to delays in securing manpower for caregivers and infrastructure development. It was also confirmed that there were several childcare centers that served as voluntary evacuation centers.

キーワード：保育所，幼稚園，令和6年能登半島地震，保育継続，避難所運営

Key words: nursery school, kindergarten, Noto Peninsula Earthquake of 2024, continuation of childcare, operation of evacuation shelters

### 1. はじめに

2024年1月1日16時10分に発生した令和6年能登半島地震では、石川県志賀町、輪島市において最大震度7を記録し、死者260名、全壊した家屋

が8,053棟に上る甚大な被害が発生した。能登半島地震の影響により、保育施設にも多くの被害が生じた。最も被害の大きかった石川県内の保育施設については、27施設に停電、146施設に断水、

<sup>1</sup> 東京未来大学こども心理学部  
Faculty of Child Psychology, Tokyo Future University

<sup>2</sup> 徳島大学環境防災研究センター  
Research Center for Management of Disaster and Environment, Tokushima University

本稿に対する討議は2025年5月末日まで受け付ける。

219施設に建物被害ありとされている（内閣府，2024）。災害発生から5ヶ月が経過した2024年5月時点の保育施設の復旧状況は27施設で停電復旧済み，87施設で断水復旧済み，1施設で建物の被害復旧済みとなっており，徐々に復旧に向けた動きがあるにとらえられるものの，被災後5ヶ月が経過してもなお復旧できていない保育施設が多いともいえる。保育施設は保護者の就労を支えるインフラであるとともに，保護者の復旧作業のために開所しなければならないという社会的な役割を持つ。また，子どもが普段の生活を取り戻すためにも，早期の開所が望まれる。

筆者らは，これまで豪雨災害等による保育施設の再開過程・保育継続に関する課題についての調査を継続的に行ってきた（中野・金井ら，2022；西村，2021；西村・中野，2023など）。今回の能登半島地震においても，被災した保育施設の再開過程を把握し，保育継続における課題を見出すことを目的として保育施設の調査を行っている。本稿では，2024年3月末に実施したヒアリング調査の結果を報告する。

## 2. 推定計測震度と調査対象施設

調査対象施設周辺の被害状況と計測震度の関係

を把握するため，能登地方の計測震度分布を距離減衰式に基づく方法で求めた。震源から離れた地点での計測震度を推定する方法はいくつか提案されているが，等価震源距離を用いた距離減衰式により基盤の最大速度を求め，これに地盤増幅率を乗じることで地表の最大速度に変換し，さらに最大速度と計測震度の関係式を用いて，地表の計測震度を推定する方法を用いた。

まず，基盤の最大速度は司・翠川（1999）の地殻内地震に対する式を用いて計算した。その際，震源距離には分析対象エリアに断層近傍があることを考慮して等価震源距離を採用した。等価震源距離の計算では図1に示す国土地理院が2023年2月29日に公表した3つの断層で構成される震源断層モデルで，各断層内の滑り量を一定と仮定して評価した。

基盤の最大速度にJ-SHISで公表されている250 mメッシュの表層地盤での地盤増幅率を乗じて，地表の最大速度に換算し，さらに藤本・翠川（2005）が提案している計測震度と最大速度の関係式を用いて地表の計測震度を求めた。なお，能登半島とその周辺のK-net，KiK-netの観測点22カ所の観測計測震度と推定計測震度の相関係数は0.858であり，推定震度が観測震度よりやや小さ

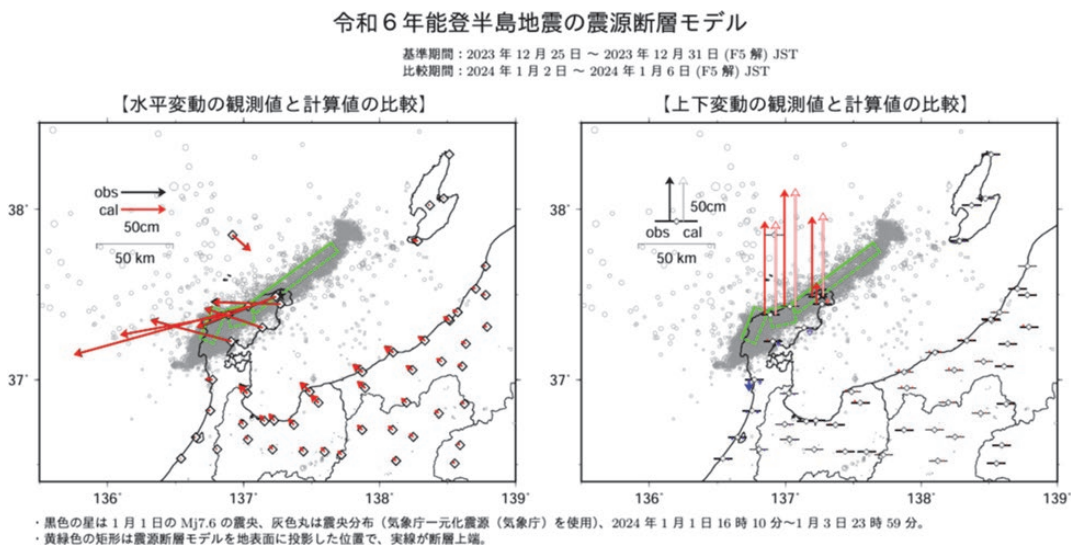


図1 令和6年能登半島地震震源断層モデル（国土地理院，2024）

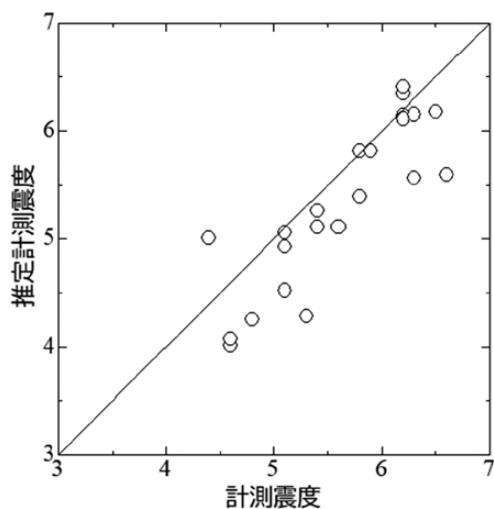


図2 推定計測震度と計測震度の関係

くなっている(図2)。

上記手続きにより得られた推定震度と調査対象施設の位置を図3に示した。

### 3. 保育施設の被害と復旧に関するヒアリング調査

第2著者が所属する徳島大学では、1月5日～9日にかけて本災害の地震、津波とその被害に関する調査を行った。その際に、被災していることが確認できた保育施設(N-1園、N-2園)および報道において被災したことが確かめられた保育施設(N-3園、N-4園、N-5園、N-6園、N-7園、N-8園、N-9園)に対して調査の依頼を行った。また、公立保育所については自治体保育担当課との連携が不可欠であることから、N-6園、N-7園のある石川県能登町、N-9園のある内灘町の保育担当課に対して調査依頼し、協力を得た。

#### 3.1. 被災した園に対するヒアリング調査

調査対象：被災した施設の施設長を対象とした。  
調査時期：2024年3月25日から27日であった。各園でのヒアリングに要した時間は1時間から1時間30分であった。

被災施設へのヒアリング項目：園の概要、事前の防災対策や被災経験、令和6年能登半島地震に

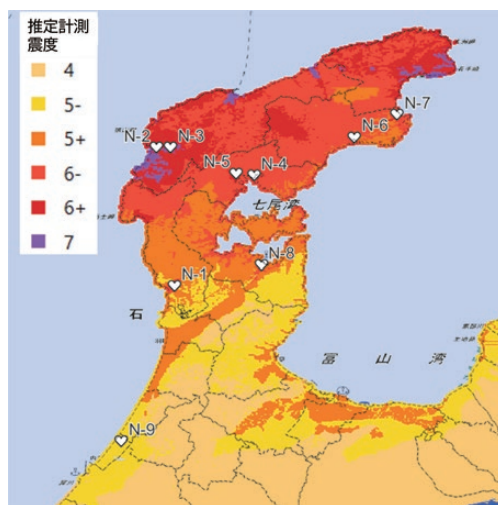


図3 推定計測震度と調査対象施設の位置

よる被災状況、災害発生時の緊急対応、園を避難所として使用した場合の準備と課題、保育再開までの対応、心理的ケアについて、今後の安全管理等で検討していること等であった。

#### 3.2. 自治体保育担当課職員に対するヒアリング調査

調査対象：被災施設の支援・対応にあたった能登町、内灘町の保育担当課職員を対象とした。  
調査時期：2024年3月25日から27日、ヒアリングに要した時間は計1時間であった。

自治体へのヒアリング項目：自治体の概要、事前の防災対策や被災経験、被災状況について、災害発生時の緊急対応、保育再開までの対応、保育再開後に問題となったこと、心理的ケアについて対応したこと、今後の安全管理等で検討していることであった。

倫理的配慮：調査に際しては東京未来大学研究倫理・不正防止委員会の審査を受け実施した(承認番号22-023)。

## 4. 結果

被災施設および自治体担当課職員から得られたデータを総合し、被災した施設の概要と保育再開の状況を表1に示す。また、各園の被害と保育再

表1 調査対象施設の概要と被害・復旧の状況

施設ID	所在地	施設種別	定員	当日の園児数	職員数	転出園児	推定震度	施設被害	避難所運営	臨時保育の再開日	通常保育の再開日
N-1	志賀町	私立認定こども園	250	185	43	2 (地震外の理由1名)	5.5	壁にひび。駐車場や園庭が約30 cm 沈下。上下水道配管に被害。	×	1月15日	1月22日
N-2	輪島市	公立保育所	30	24	17	16	6.5	園舎の壁等のひび割れ、地盤の沈下により、ホールの床が傾斜。	○	1月31日 一時預かり開始	2月13日
N-3	輪島市	公立保育所	30	25	16	不明	6.5	全壊。	×	なし	2月13日 N-2園の一部を借りて再開
N-4	穴水町	私立保育所	20	26	11	13	6.1	壁のひび割れ、戸の立て付けが悪くなった程度。	○	1月15日 週3回の一時預かり開始	未定
N-5	穴水町	私立認定こども園	85	75	22	2 (地震外の理由1名)	5.7	建屋は無被害。増築部分(学童保育)が傾く。	○	1月29日 一時預かり開始	4月1日
N-6	能登町	公立保育所	60	56	13	3	5.6	床の凹凸、天井崩落、園舎周辺の地盤沈下。	×	1月22日 近隣の公立保育所で合同保育の形で再開	4月1日
N-7	能登町	私立認定こども園	50	61	17	6	6.0	園舎内に被害なし。園庭の遊具が壊れ、使用できなくなった。	×	2月1日 一時預かり開始	4月1日
N-8	七尾市	私立認定こども園	45	44	22	0	5.4	エクスパンジョイント部の破損。壁のひび割れなど。大きな損傷なし。	○	1月4日 実際に利用があったのは1月9日～ 希望者に対して一時預かり開始	1月30日
N-9	内灘町	公立保育所	50	20	9	1	4.9	液状化による周辺道路の隆起やひび割れ、水道管破裂による断水、隣接公園の段差など。	×	なし	1月4日 近隣の公立保育所の1室を借りて再開

開の過程について述べる。

#### 4. 1. 各施設の被害状況と保育再開状況

##### N-1 園

主な被害は駐車場や園庭が約30 cm 沈下したこと(写真1)や上下水道の使用不可などである。断水は1月15日に解消したが、下水道本管までの埋設管に被害が生じ、汚水が流せなくなった。雑排水は屋外に設置した集水ますから水中ポンプで汲み上げた排水を地上配管の塩ビパイプを本管に接続して排水を行っていた(写真2)。トイレは園庭に仮設トイレ5基を設置して使用している(調査時点)。仮設トイレについても塩ビパイプで下水道本管に直結することで水洗利用が図られていた。

1月15日から保護者と子どもがN-1園と一緒に登園し、ホール等で自由に遊ぶ「遊びのひろば」を開始した。1月15日時点では出勤できない保育者がいること、下水の使用が可能かの確認ができておらずトイレが使用できないことから、長時間の保育ができない状況であった。しかし、遊びに行きたいという保護者からのニーズがあったことと子どもの遊ぶ場所が必要であるという保育者の判断から親子登園の形で保育を再開した。遊びのひろばには小学生含め約400名が参加した。一時保育再開から1週間後の1月22日より預かりを再開し、130名(在園児185名)の園児が登園した。1月25日から給食を再開した。食材の配送を依頼していた業者が被災したが、別の業者から食材を配送してもらっている。調査時点においても、被



写真1 N-1園の被害の様子



写真3 N-3園の被害状況



写真2 N-1園に設置された排水用パイプ



写真4 N-3園内部の被害状況

災前よりも限られた食材になるが園で調理した給食を提供している。

被災地支援を行っている NPO 団体からの提案により、在園児の保護者を対象とした子どもの様子に関するアンケートを行い、家庭での様子を把握した。物音を怖がる、1人でトイレにいけなくなった、寝るときに怖がるといった様子を見せる子どもがいることが明らかになった。2月に職員が子どもの心のケアや被災後の子どものケアに関する研修を受講した。また、保護者に対しても被災後の子どもの対応に関する研修を実施した。

#### N-2園, N-3園

N-2園, N-3園ともに公立保育所である。N-2園は避難所として利用されており、200名を超える地域住民が来訪した。能登半島地震の被害が最も大きかった自治体のひとつであり、市外へ避難・

転出した園児が在園児24名中17名いた。1月31日より保育を再開した。近隣のN-3園は、園舎の天井や壁が剥がれ落ち、駐車場や周辺道路のひび割れなど被害が大きく、全壊となったため(写真3, 4), N-3園の園児をN-2園で受け入れ、2園での合同保育を行った。調査時点においても上下水道が復旧しておらず、生活用水は玄関前に設置した貯水タンクの水を利用していた。一方、トイレは園敷地内に設置した仮設トイレを使用していた(写真5)。保育再開後の子どもの様子として登園時に泣く、登園渋りをする、緊急地震速報を怖がるといった様子が見られた。また、保護者にも不安が強い様子が見られた。

#### N-4園

発災直後は職員11名のほとんどが被災し、保育再開が難しい状況であった。園に隣接する神社が



写真5 N-2園に設置された仮設トイレと貯水槽

一時避難所となっており、避難してきた地域住民がいたことから、1月1日から約10日間、避難所として園の設備を使用した。

園長が地域内の避難所を回り子どもの安否確認をするなかで、避難所にいられず車中泊を続けて疲弊する在園児と保護者の姿を見て1月15日から保育を再開した。被災前からトイレの工事のために仮設トイレが設置されていたため、仮設トイレがすぐに使用できた。またN-4園には井戸があり、井戸水を使用して生活用水とした。保育再開時には、週3回開所、預かり時間は9時～15時までであった。2月からは月曜日から金曜日まで開所、9時～16時までの預かりというように段階的に預かり時間を延ばした。この背景には、利用児数の少なさと近隣の復旧状況が影響していた。被災直後は在園児の約半数が被害の少ない地域に避難しており、通園できる状況になく、利用児が少なかった。また、近隣地域の被害が大きく、スーパーやドラッグストアの開店時間が17時までと限られていた。職員が生活するためにはその開店時間中に帰宅できる必要があり、そうした点にも配慮して保育所の開所時間が決定されていた。

登園再開後の子どもの様子として、登園時に「地震が怖かった」と保育者に話す様子や些細なことでもすぐ泣く、イライラしている、拗ねるなど日ごろは見られない子どもの姿が見られた。また、保護者のなかには緊張した状態が続き、疲れた様子を見せる者がいた。

## N-5園

地震の揺れにより、保育施設に隣接する学童保育所が傾いたが、保育施設への被害はなかった。N-5園近隣の病院への避難者が多く、困っている地域住民の様子をみた園長がN-5園を避難所として使用できるよう環境を整え、1月2日から近隣住民を受け入れた。

1月23日から親子の集いとして、親子でN-5園に遊びに来る機会を設けたところ、11世帯17名が登園した。

避難所開設をしながら1月29日から9時から15時までの一時保育を再開した。親子登園の形を取り、保護者と一緒に園に来られるようにした。避難生活で疲弊した保護者の休息が取れるようにと園内の一室にコーヒーを飲めるカフェスペースを作った。再開当日は3名のみ利用であった。2月には8時30分から16時まで、3月には8時から17時までと徐々に保育時間を延ばしていった。保育再開後は給食を提供できなかったため、家庭から弁当を持参してもらった。N-5園のある穴水町では、道路の被害が大きく随所で交通規制が行われているほか、通行可能な箇所でも応急的な復旧で大きな凹凸や街灯がつかない場所も多い。遅い時間になると、職員や保護者と子どもが安全に帰宅できないと考え、開所時間を通常よりも短縮せざるをえなかった。

子どもの様子として、発達障害のある子どもは地震後にその特性が強く見られるようになり、パニックを起こすこともあった。親子登園の際に親から離れることができずに不安な様子を見せるなど普段と異なる様子を示す子どももいた。

4月1日からは7時から19時までの通常通りの保育時間に戻る予定である。

## N-6園

床の反り返りや園舎周辺の地盤沈下(写真6)により、園舎が使用できなくなった。近隣の公立保育所に間借りして1月22日から保育を再開した。

能登町では保育所の統廃合が進んでおり、間借り先となった保育所の場所に園舎を新築し、N-6保育所と2園が統合した認定こども園を2024年度に設置する計画が進んでいた。そのため、旧園舎



写真6 N-6園周囲の地盤沈下の状況

の向かいにプレハブの仮設園舎が設置され、保育が行われていた。今回、N-6保育所が被災したため、仮設園舎の一部を間借りする形で2園が同じ施設を利用することになった。物的、人的環境が急に変化することによる子どもへの影響を考慮して、2月末までは2園別々の運営を行い、3月からは統合先の保育所の子どもたちと年齢別のクラスに合流して生活することとなった。

#### N-7園

園舎への大きな被害はなかったが、園庭に設置された遊具が破損し、使用できなくなった(写真7)。被災直後は周辺地域の道路の亀裂や陥没が



写真7 N-7園園庭遊具の被害

多く、職員の多くが出勤できない状況であった。

上下水道が使用できず、トイレが使用できなくなったため、支援物資としてもらった非常用トイレを使用した。給食提供に関しては、流通がなかなか復旧せず食材が入手できない、食器の洗浄が難しいといった課題があった。

公務員など勤務に行かなければならない保護者から、開所してほしいというニーズがあり、2月1日から8時から12時30分まで、2月13日からは8時30分から17時までというように段階的に開所時間を延ばしていった。

避難のため出勤できる保育士が少なく保育士の人数が足りないため、子どもを1室に集め、複数の保育士が子どもを見る形で保育を行った。4月からは7時30分～17時30分の預かり、土曜保育を再開する予定である。

保育再開後の子どもの様子として、避難訓練の際に泣いてしまう子どもがいる、トイレトレーニングを進めていた子どもが前の段階に戻る、乱暴な様子を見せる子どもがいる、地震ごっこをするなど以前とは異なる様子が見られた。

#### N-8園

1月1日から8日間、近隣住民を受け入れて避難所として運営した。園舎に大きな被害がなく、出勤可能な職員がいたため休園せずに年明けの1月4日から開所したが、保育再開から約1週間は利用者がいなかった。実際に利用があったのは1月9日からであり、11名の園児が登園した。

被害の大きい自治体から通園している者の子ども1名を受け入れた。子どもの様子として、地震ごっこをする子ども、少しの揺れや音でも怖がる子どもがいた。

#### N-9園

液状化による被害が深刻である。園周囲の隆起やひび割れ、水道管破裂による断水、隣接公園内に段差が生じていた(写真8、9)。近隣の公立保育所の1室を借りて休園せずに1月4日から保育を継続した。再開初日の1月4日に登園したのは1名のみであった。

受け入れ先となった園は、余裕教室がありN-9園に保育室を貸しても保育に支障がないこと、断



写真8 N-9園周辺の被害状況



写真9 N-9園隣接の公園の地割れ

水していたものの1月4日には復旧したこと、電気が使用できること、食材が入手でき簡易給食が提供できること、など保育再開のための条件が早い段階で整っていた。

受け入れ先となった保育所では、園児全員が1部屋で生活した。もともとN-9園は園児が20名の小規模な保育所であり、被災前から3～5歳児が一緒に生活する異年齢合同保育を行っていた。そのため、被災前と同じメンバーで過ごし、子どもたちは落ちついた様子であった。子どもの保護者からは、保育内容や大規模な園で保育をすることについての不満が聞かれた。

N-9園では、保育者の負担を考慮して保育者に対して保育担当課職員による面談が行われていた。

#### 4.2. 避難所となった保育施設の対応

調査対象施設のうちN-2園、N-4園、N-5園、N-8園では、地域の住民を保育施設内に受け入れて避難所として利用されていた。表2に受け入れ

までの経緯と避難所として利用した期間を示す。

全園とも、避難所として指定されていなかったが、これまでの災害発生時に保育所に避難した近隣住民を受け入れた経験があったこと、近隣住民のニーズがあったことなど様々な理由で避難所としての役割を果たしていた。開設期間は短いところで約1週間、長いところでは3ヶ月以上と園の方針により大幅に異なっていた。

#### N-2園

N-2園は市の指定避難所である公民館に隣接している。発災当日、公民館が避難者であふれ、公民館に入りきれなかった地域住民が隣接する保育所を使用することとなった。自治体の指定避難所には指定されていなかったものの、平成19年(2007年)能登半島地震、令和5年奥能登地震の際にも、避難所として避難者を受け入れた経験があることから、地域のなかで避難所として認識されていたと考えられる。

N-2園は公立施設であり、管理者が常駐してい

表2 避難所運営をしていた保育施設の概要

施設ID	避難所の主な運営者	避難所として運営した期間	保育再開日	利用者数	受け入れの経緯
N-2	地域住民	1月1日から2月12日	1月31日	200名超	これまでの災害発生時にも避難所になったことがあった。非常時であったため地域住民が園のドアのガラスを割って園に入り、避難所として使用した。
N-4	N-4園園長	1月1日から1月10日	1月15日	最大23名	車中泊をしていた近隣住民に園の設備を利用するように園長が呼びかけた。
N-5	N-5園園長 地域住民	1月2日から3月末	1月29日	最大35名	近隣の病院に避難していた避難者の状況を見て、地域住民の受入を開始した。
N-8	N-8園園長 地域住民	1月2日から1月8日	1月4日	最大120名	園付近の避難場所に避難していた地域住民が園にいれてもらえないかと園に来たこと、町内会より依頼があったことを受けて、避難所運営を開始した。



るわけではない。発災当日は、非常時であったため近隣住民が園のガラスドアを割り、鍵を開けて、避難所として使用した。

発災後に園長が園に到着するまでに、N-2 園近隣に住む保育者が園内に入り、貴重品や重要書類を人目につかない場所に収納した。

避難者が園の施設の使い方を把握してなかったため、土足で保育室に入ってしまい、園内が汚れてしまった。断水になったためトイレを流すことができず、非常用トイレを使用することになった。地域住民のなかで看護・介護職に就く者が率先して非常用トイレの使い方を周りの人に教えて清掃をし、衛生管理を行った。

#### N-4 園

N-4 園に隣接する神社は津波の際の一時避難場所となっている。近隣で被災した地域住民を園庭・園内のホールに受け入れた。井戸水が使用でき生活用水が確保できたこと、薪ストーブや仮設トイレがあったことからインフラを整備することができた。

#### N-5 園

1月2日に園の様子を見に来た園長が、N-5 園近隣の病院への避難者が多く、困っている地域住民の様子を目にした。施設の被害が少なく、備蓄品があるN-5 園を避難所として使用できるような環境を整え、保健所に届け出たのちに1月2日から近隣住民をN-5 園に受け入れた。保育室に支援物資を用意し(写真10) 避難者が生活に使用できるようにした。朝食、夕食を副園長が作り避難者に提供した。避難所を利用する地域住民で園内の清掃やトイレ(写真11)の衛生面の管理をしてもらうように呼び掛け、できるだけ避難者が避難所を管理するように園長が促した。

保育再開後は、園舎1階は避難所、2階は保育室というように保育スペースと避難所スペースを分けて避難所運営が行われていた。

#### N-8 園

園の裏手にある公園が津波時の避難場所となっていた。1月1日の地震発生直後、大津波警報発令を受けて園裏手の避難場所に避難した住民が多数いた。避難場所は屋外であり、寒かったため、



写真10 N-5 園内の避難者用の支援物資置き場



写真11 N-5 園内の避難者用のトイレ

公園の近くにある幼稚園が使用できないかと近隣住民がN-8 園にやってきた。園内には建物の亀裂があったものの、建物・トイレが使用でき、園児用の備蓄食料がある状況であった。また、町内会からN-8 園に対して子どもや高齢者の受け入れ先になってほしいという要望が出された。園に隣接する園長自宅に園長がいたため、状況を考慮して応急的に地域住民を園内に入れる判断をした。

避難所の運営に際しては、地域住民のなかで防災士の資格を持つ者がリーダーになった。

N-8 園には調理室と簡易的な調理ができる給湯室があった。調理室には衛生管理の点から限られた者しか入ることができないため、給湯室で調理

をしてもらった。N-8園の備蓄食料や避難者が持ち込んだものを使って食事を提供した。断水があったが井戸水が使用できたため、避難所利用者が協力して生活用水水を汲んだり物資を運んだりした。

園の方針として、本格的に保育を再開するためには地域の避難所指定されている避難所に避難者が移ったほうがよいという考えのもと、利用者にも園から出てもらう必要があった。そこで、幼稚園の避難所が閉鎖になった場合にどこに行くか、利用者に対してアンケートで希望を聞き、地域住民の希望する地域内の避難所に移ってもらうよう、近隣の避難所と連携をとって動いた。

## 5. 考察

### 5.1. 保育再開時の状況と課題

本事例における保育再開時の特徴として、一時保育を再開してから通常の保育時間に戻す形で段階的に保育を再開していた点が挙げられる。今回の調査対象となった志賀町、輪島市、穴水町、能登町、七尾市は能登半島地震の被害が大きく、人口流出が深刻化している地域である（朝日新聞デジタル、2024）。転居や地域外に避難しており保育施設に登園する子どもが少なかったこと、保育士が出勤できずに長時間の預かりができなかったという背景があると考えられるが、短時間の預かりからスタートして預かり時間を延ばすというように段階的に保育を再開することは、保育者の運営体制を整える面でも、子どもの心理的負担を軽減するためにも良い方法であったといえる。

また、全施設において、地震ごっこや不安がる様子、登園しぶりをする子ども、不安が強い保護者など何らかの心理的影響を見せる子どもや保護者の様子が報告された。

N-1園、N-5園は、親子で登園する機会を設けて、子どもの遊び場を提供していた。年末から休園しているなかで、避難生活が始まり、親子で過ごす時間が長かったところに急に保護者と分離すると、子どもは不安になる。このように保護者と一緒に過ごす時間を作る方法は、親子の分離不安を段階的に解消することとなっていたと考えられ、

自宅や避難先での生活から保育施設での生活への意向をスムーズにするものであったと考えられる。

保護者の支援として、研修機会を設ける（N-1園）、保護者の休息のための場所を設ける（N-5園）対応をしていた園があった。また、N-4園は保護者の疲弊した様子を見て、保育士の人手がない中であったが、保育を再開した。子どもを連れての避難生活を送っており、負担の大きい保護者にとって大きな支援になったと考えられる。

N-1園はNPO団体の協力を得て、災害発生後の子どもの様子やどのように対応すればよいかを伝える研修を、保育者に対しても保護者に対しても行っていた。N-6園は、県が主催する子どもの心のケア研修の受講機会があった。しかし、どの園にもこうした研修の機会があったわけではない。また、保育者も被災者でありながら子どもの支援をしており、保育者の負担も考慮する必要がある。

N-9園は保育者と自治体保育担当課職員との面談の機会を設けていたが、他の8園ではそうした対応は見られなかった。N-1～N-8園では被害の程度が大きく園の管理者も被災しているなかで保育再開に向けた業務を行っており、保育の負担があるなかで保育者の心理面に対する配慮や対応をすることは難しかったと考えられる。また、N-9園は公立園であり、管理者は保育に入らずより客観的に保育者の負担感に配慮できる立場にあったことが対応の背景にあると考えられる。学校であればスクールカウンセラーを中心として災害発生後の子どもの心理的ケアが組織的に行われる。保育施設にとっても心のケアは必要であり、保育者が養成課程の段階から災害発生後の子どものケアについて学び、知識を持つこと、自治体などが中心となって研修機会を設け、子どもの様子や保育者の負担について定期的にチェックすることが望まれる。

### 5.2. 避難所運営時の課題

本調査の対象となった施設のうち4施設は、避難所として地域住民を受け入れていた。いずれも災害発生前から避難所としての運営を予定していたわけではなく、地域からの要望に応える形で自

主避難所として開設された。避難所として保育施設を利用する際の問題として、園内設備の安全・衛生管理、避難所として利用する期間が課題となることが確かめられた。

今回のケースでは、防災士、看護・介護職など地域住民のなかでもリーダーとなる存在や専門家がいたこと、また、保育施設の管理者が調理設備の管理やトイレの衛生管理に気を配ったことから、安全・衛生面の問題は生じなかった。また、防犯面の安全管理に関しても、保育施設近隣に住む職員が早期に保育所に入り、職員室の重要書類を人目に触れない場所に移動するといった配慮をしていた(N-2園)。こうした保育施設職員の配慮があったため、問題が生じなかったが、非常時に避難所を運営する際には、生じうる安全・衛生面の問題への対応方法について事前の検討やルール化が必要である。

保育施設に対して自治体や近隣住民から、福祉避難所としての役割が期待されることがあるが、その運営方法や避難所として利用する場合の課題については検討が十分とはいえない。保育施設的最優先業務である保育・教育の継続と避難所としての役割のバランスをどのように取るべきかについては今後検討が必要である。

## 6. おわりに

被災後の保育所には、保育の再開・継続、子どもや保護者の心理的なケア、本格的な復旧の準備が求められていた。また、状況によって地域の避難所としての役割を果たしていた園もあったことが確かめられた。令和6年能登半島地震により被災した保育施設は多く、今回の調査地域以外にも保育環境を整えることが難しいなかで保育を再開した施設や、避難所として運営されていた施設があったと考えられる。今後も事例調査を重ね、保育継続の在り方と避難所運営の方法について検討していく必要がある。

## 謝辞

甚大な被害を受け復旧作業や保育継続のためにご多忙の中、調査にご協力いただきました幼稚園、

保育所の先生方、能登町、内灘町保育担当課のみなさまに厚く御礼申し上げます。

## 引用文献

- 朝日新聞デジタル：石川6市町から1400人超転出地震2カ月、人口流出に拍車の懸念、<https://www.asahi.com/articles/ASS3167GMS2XOXIE01L.html>, 2024, (2024年6月28日参照)
- 藤本一雄・翠川三郎：近年の強震記録に基づく地震動強さ指標による計測震度推定法, 地域安全学会論文集, No.7, pp.1-6, 2005
- J-SHIS：表層地盤データ, <https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/JSHIS2/download.html?lang=jp>
- 国土地理院：2024年1月1日令和6年能登半島地震の震源断層モデル(暫定), <https://www.gsi.go.jp/cais/topic20240101Noto.html>, 2024, (2024年4月2日参照)
- 内閣府：令和6年能登半島地震に係る被害状況等について(令和6年6月25日14時00分現在), [https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin\\_46.pdf](https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_46.pdf), (2024年6月28日参照)
- 中野晋・金井純子・長谷川真之・西村実穂・小川隆弘・蔣景彩・徳永雅彦：令和2年7月豪雨による熊本県内の保育所の浸水被害と保育継続, 土木学会論文集F6(安全問題), Vol.78, No.2, pp.I\_165-I\_176, 2022
- 西村実穂：台風による浸水被害を受けた認定こども園の保育再開時の課題－令和元年台風第19号により被災した栃木県宇都宮市の認定こども園の事例から－, 日本社会福祉マネジメント学会誌, Vol.1, No.1, pp.29-40, 2021
- 西村実穂・中野晋：九州北部で発生した豪雨災害により被災した保育施設の避難と災害対応における課題, 自然災害科学, Vol.42, 特別号, pp.59-74, 2023
- 司宏俊・翠川三郎：断層タイプ及び地盤条件を考慮した最大加速度・最大速度の距離減衰式, 日本建築学会構造系論文集, Vol.64, No.523, pp.63-70, 1999
- 輪島市：輪島市河川洪水ハザードマップ, [https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2016120200013/file\\_contents/haxtuka.pdf](https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2016120200013/file_contents/haxtuka.pdf), 2024, (2024年6月28日参照)

(投稿受理：2024年6月30日)

訂正稿受理：2024年9月5日)

## 要 旨

本稿では、令和6年能登半島地震による保育施設の被災と保育継続状況について調査した結果について報告する。被災した保育所、幼稚園、認定こども園および自治体の保育担当課を対象としたヒアリング調査を行った。被災後の保育所には、保育の再開・継続、子どもや保護者の心理的なケア、本格的な復旧の準備が求められていた。保育所の再開方法として、保育者の人手の確保やインフラ整備が遅れたことから、保育時間を短縮して段階的に保育を再開していた保育施設が多かった。また、自主避難所としての役割を果たしていた園が複数あったことが確かめられた。